

# Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

## 年末調整の準備はお済ですか？

「年末調整」とは、毎月の給与支払の際に源泉徴収という形で行われている概算で納付した所得税と、その年の年間給与所得に基づいて求めた正しい税額を比べて、その差額を「徴収」や「還付」といった形で調整する手続きのことを言います。

当事務所にて年末調整のご依頼をいただいているお客様につきましては、別途従業員様向けにもご案内しますので、書類等のご準備をお願いいたします。

平成20年分年末調整につきまして、一部改正点がありますのでご案内します。

### 住宅の省エネ改修促進税制の創設

居住者が、自己の居住の用に供する家屋について省エネ改修工事を含む増改築等を行った場合、その家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供したときは、一定の要件の下で適用できることとされました。

ここでいう「省エネ改修工事」とは、次のものをいいます。

1. 居室のすべての窓の改修工事  
の工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
2. 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上
3. 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められるもの
4. その費用の総額が30万円を超えるもの

### 【省エネ改修工事に係る特例】

区分	項目	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の最高控除額	最高控除額計
(1)省エネ改修工事を含む増改築等工事費用		1,000万円(注)	1.0%	5年	12万円	60万円
	(2)うち特定の省エネ改修工事費用	200万円	2.0%			

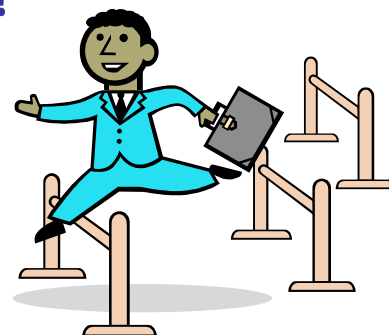
(注)増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、(1)と(2)の合計で計1,000万円となります。

## 追加経済対策で「欠損金繰り戻し還付」復活か！

与党が検討している追加経済対策「生活対策」において、世界的な金融危機の中で苦しむ中小零細企業を支援するため、各種の減税措置等が検討されているようです。

報道等によると、追加経済対策で検討されている中小零細企業支援策には、次の3項目があります。

信用保証枠の拡大  
 中小企業への軽減税率の時限的引き下げ  
 欠損金の繰り戻し還付制度の復活



このうち、金融機関の「貸し渋り、貸し剥がし」が問題になる中、各種のセーフティネット保証制度の保証限度額などを拡大する施策です。また、については、中小企業にのみ認められている課税所得800万円以下の部分に課せらるる法人税の軽減税率(22%、本則は30%)を一時的に引き下げる施策です。

さらに、「欠損金の繰り戻し還付制度」は、当期に赤字(欠損金)が生じた場合に、前期に納付した法人税の還付を受けられる制度です(法人税法第80条)。これと似た制度に「欠損金の繰越控除制度」がありますが、これは当期に欠損金が生じた場合、その欠損額を翌年度以降(7年間)の所得から控除できる制度です(同法第57条ほか)。簡単に言うと、欠損金が生じた場合、税金の還付を受けられるのが「欠損金の繰り戻し還付制度」で、後々の税金が安くなるのが「欠損金の繰越控除制度」です。

ただし、「欠損金の繰り戻し還付制度」は、平成4年度以降、バブル崩壊後の厳しい財政状況を理由として、設立後5年目までの中小企業など一定の場合を除き、その適用が一時停止されていました(租税特別措置法第66条の13)。本来は平成18年3月31日までで停止が解除される予定でしたが、その後、平成18年度と同20年度の税制改正により平成22年3月31日まで停止期間が延長されています。

今回の追加経済対策で検討されているのが、報道どおり同制度の一時復活ではなく本格的な復活だとすれば、租税特別措置法第66条の13が削除されるということになるかと思われます。



## 自動車 グリーン税制延長へ

国土交通省は、平成21年3月31日で期限切れを迎える自動車グリーン税制を延長する方針を固めました。

自動車グリーン税制は、電気自動車(燃料電池自動車を含む)や圧縮天然ガス(CHG)自動車、ハイブリッド自動車など、いわゆる「エコ自動車」を取得する際に課税される自動車取得税を軽減する措置です。これらの低公害車の取得を税金面からバックアップし、自動車の排気ガスによる地球温暖化、大気汚染防止を促進する狙いから制度化されました。

基本的に自動車取得税は、自動車購入時に購入価格の5%が課税されますが、グリーン税制の対象となる「排出ガスを一定割合低減した低公害車」ならば、バス・トラックについては2.7%、ハイブリッド乗用車などは1.8%に軽減されています。



電気自動車の保有台数は年々増加傾向にあるものの、同19年度末における保有台数は約45万台で、まだ自動車の全保有台数約4800万台の1%に満たない状況なのです。同省では、京都議定書のCO2削減目標数値などをクリアするためには、グリーン税制の延長が不可欠としており、同21年度から2年間延長したい考えです。

しかし、低公害車の普及にすでに一定の効果があったとする指摘もあり、今後、財務省と調整を進めていくなかで、現行の軽減税率が延長後も維持できるかどうかの一つの焦点となっています。

### One Point

## 政治資金パーティー チケット代は通常「寄付金」

衆議院解散の足音が近づくなか、政治家の講演会やパーティーが盛んになっています。

一般的に、こうした講演会やパーティーの参加チケットは、企業がまとめ買いするケースが多く、1枚2万円が相場とされます。政治家団体の収支報告書では、20万円以下ならば公表する必要がなく、その匿名性から「政治家や政治団体に資金提供しやすい」として、企業での購入が多いようです。

この「政治資金パーティー券」で悩むのが、費用を交際費とするのか寄付金とするのかの判断です。

交際費の場合、中小企業であれば、交際費の支出額が年間400万円以下なら「交際費の額×90%」が損金算入限度額となりますが、寄付金とするならば、一定の算式で計算された損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。どちらにするかで税務上の取扱いが異なることになります。

パーティー券購入費用の取扱いについて税務当局は、「一般的には寄付金」と判断しています。というのも、企業の利益と政治家の活動は本来別のものであり、主催はあくまで政治家です。その資金集めが目的であれば、出席費用が交際費とは判断しにくいからです。ただし、寄付金とすれば「間違いなし」というわけでもありません。パーティーがその企業の利益に直接つながる場合は、「交際費」と当局側に指摘される可能性もありますので注意が必要です。つまりパーティー券購入に当たっては、その目的をはっきりさせておく必要があるといえます。



## 年長フリーターの正規雇用、企業に助成金

厚生労働省は21日、雇用対策として年長フリーターらを新たに正社員として雇う企業に対し、1人あたり50万～100万円程度の助成金を出す制度を作る方針を固めました。3年程度の時限措置とされるようです。与党も同様の方針を固めており、政府が今月中にまとめる追加経済対策に、若者の雇用対策の目玉として盛り込む考えです。

厚労省案では、25～39歳の年長フリーターや派遣などの非正規労働者を新たに正社員として採用し、1年以上雇った場合に、大企業には50万円程度、中小企業には100万円程度が支給されます。対象は3年間で10万人以上が想定されています。財源は雇用保険料などからなる労働保険特別会計でまかない、一般会計には影響が出ません。

現在、同じような制度で、失業中の障害者や高齢者(60歳以上65歳未満)を雇った場合に大企業に50万円、中小企業には60万円を支給する「特定求職者雇用開発助成金」があります。今回の若者対象の制度では、特に経営が厳しい中小企業への支援策という意味も込めて、給付を大企業よりも大幅に手厚くする意向のようです。

厚労省は雇用創出とフリーターらの正社員化を進めるため、企業に対して最長3カ月間の「お試し雇用」中に1人あたり月4万円を支給する「トライアル雇用奨励金」などの施策を行ってきましたが、今回、年長フリーターに重点を置く強い対策を打ち出しました。



25～34歳の年長フリーターは、90年代のバブル崩壊後の就職氷河期に正社員になれなかった人たちが中心で、92万人(07年)にのぼります。ここ数年15～24歳の若いフリーターが減少するなか、あまり減っていません。35～44歳の不安定就労者も増え、07年は38万人と3年間で10万人増加しています。

今回の対策の背景には景気が後退局面に入り、雇用情勢の悪化も顕著になってきたことがあります。8月の完全失業率(季節調整値)は前月を0.2ポイント上回る4.2%と06年6月以来の水準に悪化。また、雇用者のなかでも賃金が低く不安定な非正規労働者の数が年々増え、07年は1732万人と初めて全体の3分の1を突破しています。

(asahi.comより)

## 経営戦略1分間トレーニング ～ 戦略とは何か? ～

Q

A電機は 液晶方式に注力することを決め、技術開発を進めることにしました。B電機は プラズマ方式、C電機は 有機ELに注力することにしました。一方D電機は、今まで蓄積してきた ブラウン管方式の品質向上に注力することにしました。

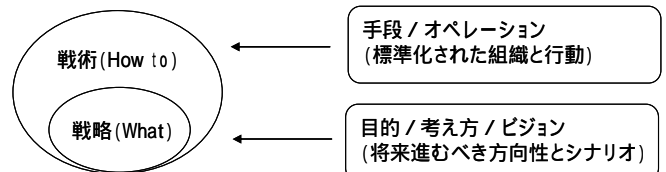
さて、技術戦略はどれでしょう?

A

一般的な正答例は 、 、 です。今までと異なる方向性を意志決定しているからです。

戦略とは何でしょうか。戦略は、「そもそも何をすればいいのか」「何をすれば儲かるのか」、何を(目的・What)から考えます。今までの延長線上のやり方にこだわらず、そもそも進むべき道をどうするのかを考えます。ちょっと立ち止まって、どちらに進めばいいのかを考えます。経営資源の配分をどうするか、課題解決の優先順位をどうするかなどを考えます。必要に応じて、現状否定して、今までのやり方を大きく見直す場合もあります

一方、戦術は、やり方(手段・How)にこだわります。やり方を創意工夫して、もっといい技術ができないかを考えます。戦術は、今までの延長線上で、やり方を創意工夫する取り組みです。



## 頭の体操

あるお菓子を作る機械が3台あり、それぞれが一定の速さで休まずにお菓子を作ります。機械によって作る早さは異なり、機械Aだけを使って60個のお菓子を作るとちょうど3時間かかります。また機械AとBを使うと1時間12分、機械AとCを使うと1時間で、作りかけを出すことなく60個のお菓子を作ることができます。次の問いに答えなさい。

機械Bを使ってお菓子を1個作るのに何分かかりますか

機械BとCを使って60個のお菓子を作るのに最も早くて何分かかりますか



小6算数演習教材第1分冊(浜学園)より

回答はP.5の下部にあります

## 経営分析シートで自社の経営力を見る

< 短期の「支払能力」を見る > 流動比率を分析してみましょう！

手順1 流動資産を出します

$$\text{流動資産} = \text{貸借対照表の流動資産合計}$$

手順2 流動負債を出します

$$\text{流動負債} = \text{貸借対照表の流動負債合計}$$

手順3 流動比率を出します

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

手順4 業界の平均値と比較してみましょう

建設業平均	132.4%	製造業平均	134.1%
卸売業平均	131.4%	小売業平均	117.9%
サービス業平均	135.8%	情報通信業平均	177.1%
運輸業平均	119.3%	不動産業平均	79.2%

1年以内に現金化する流動資産と、1年以内に返済または支払わなければならない流動負債のバランスから、会社の支払能力を見る比率である。数値は大きい方が良く、130～150%は普通、170%以上なら良好と言えます。

## メタボ・禁煙に医療費控除

今年4月から、40歳以上の健康保険の被保険者に対して、特定健康診査・特定保健指導、いわゆるメタボリック症候群検診が実施されています。

このメタボ健診導入を機に、メタボ(高血圧症・脂質異常症・糖尿病と同等の状態)と診断され、引き続き保健指導が行われた場合は、健診費用や保健指導費用の自己負担額が医療費控除の対象となります。

もちろん、医療費控除を受けるためには、他の医療費と同様、確定申告書にその内容を明記した領収書を添付する必要があります。

領収書には右上表の事項が記載されていることを確認しましょう。

領収書記載事項

特定健康診査の実施機関名と実施した医師名
特定健康診査の結果、診断基準を満たしていると判断した内容
特定保健指導の実施年度と実施内容
特定保健指導にかかった費用のうちの自己負担額
特定保健指導の実施機関と実施責任者名



なお、保健指導によってスポーツクラブに通う費用や、食生活の改善のために自らの意思で購入した食品の費用などについては対象外となります。

また、禁煙外来での治療と、処方箋によるニコチンパッチや禁煙補助剤のガムの購入などについても、一昨年4月から健康保険の適用対象となり、医療費控除も認められています。

禁煙治療の経験のある医師が1名以上勤務しているなど一定の基準を満たす医療施設で、日本循環器学会の「禁煙治療のための標準手引書」による治療を受けることが保険適用の条件となっています。

(参考:企業実務10月号)

## ASAK 経営実践セミナーのご案内

### ～ 事業承継問題とその対策について ～



団塊の世代が退職期に入り、大企業のみならず中小企業においても後継者問題が、大きな社会問題になりつつあります。このセミナーでは、具体的にどんな問題があるのかを税務面だけではなく、様々な角度から問題提起をして参ります。

また、最新の「中小企業経営承継円滑法」についても解説する予定です。

是非、皆様のご参加の程お待ち申し上げます。

#### 【予定している主な内容】

**事業承継問題が社会に与える影響**

**円滑な事業承継に必要なものは何か？**

**最新の「中小企業経営承継円滑法」の内容は？**

**効果的な事業承継対策とは？** など

先月号でご案内したセミナー内容と変更がございますのでご注意願います。

また、今回のセミナーが、今年度最後のセミナーとなります。

当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

日時	11月11日(木) 18:30～20:30 (セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)
講師	ASAK 浅岡会計事務所 所長 浅岡 和彦
場所	名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室
会費	3,000円 (会場、資料代)
定員	20名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。
申込	11月7日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135・0145



## 11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 11月 10日(月)
9月決算法人の確定申告	申 告 期 限 12月 1日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 12月 1日(月)
3月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 12月 1日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 12月 1日(月)
消費税の年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 12月 1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の8月・9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)	申 告 期 限 12月 1日(月)
個人事業税の納付(第2期分)	納 期 限 11月中において各都道府県の条例で定める日
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納 期 限 12月 1日(月)

「頭の体操」の回答 2分 52分

## 今月の名言録

### 成長の三つの「C」



次の三つの言葉が成長を決定づける。

- ・選択(Choice) これによって成長を始めることができる。
- ・変化(Change) これによって成長を続けることができる。
- ・環境(Climat) これによって成長を楽しむことができる。

偉大で崇高な仕事を成し遂げたいと私は強く望んでいます。  
でも、たとえ偉大で崇高でなくてもつつましい仕事を成し遂げることが、わたしの主な仕事であり義務です。

世界を動かすのは、英雄の強く大きなひと押しだけではありません。誠実に仕事をするひとりひとりの小さなひと押しが集まることで、世界は動くのです。

ヘレン・ケラー

(「ありきたりの毎日を黄金に変える言葉」  
ジョン・C・マクスウェル著 齋藤孝監訳 講談社)

## 編集後記

私事ですが、4月に入籍しました。

6月に海外で挙式をしたのですが、式を済ませてすぐに帰国しましたし、初めての海外旅行の主人のご両親と同行しましたので、新婚旅行といえるものではありませんでした。

ただ、リーズナブルな普通のツアーでしたが、「新婚旅行」として予約したので、ご両親とは違ったサービスがたくさんありました。

Club Medという会員制のリゾートホテルに滞在したのですが、こちらの「新婚旅行」のサービスは、特別なレストランでのディナーやマッサージサービス、ワインサービスなど、「新婚旅行」というかわないかの違いでこんなにもサービスが違うのかと本当に驚きました。

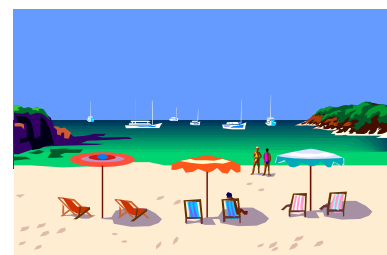
そんな「新婚旅行」のサービスをまた受けようと、10月に夫婦で旅行を計画していました。今度は本当に新婚旅行のつもりだったのですが、もうこのサービスを受けられない状況になってしまったのです。

子供ができていました。現在2ヶ月ほどです。

そのため、11月のセミナーは辞退させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

皆様にはご迷惑をお掛けしないようがんばっていきたくと思いますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(松永裕美)



## 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美

